

令和4年度指定予定

地域密着型サービス事業者募集要項

令和4年5月

徳之島町

## 1 募集の趣旨

徳之島町では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、第8期徳之島町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスを計画的に整備します。

なお、地域密着型サービスの指定にあたっては、サービスの質及び継続性の確保、事業者選定の公正かつ公平性を確保する観点から、小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホームのサービス事業者をそれぞれ公募することとしました。

## 2 令和4年度に募集を行う地域密着型サービスの種類と生活圏域・整備数

### ◎ 小規模多機能型居宅介護（介護予防も含む）

生活圏域名	整備数（箇所）	利用定員
町内	1箇所	29人以下

### ◎ 認知症高齢者グループホーム（介護予防も含む）

生活圏域名	整備数（箇所）	床数
町内	1箇所	9床

## 3 整備補助

整備補助制度として、鹿児島県（以下県）の「地域医療介護総合確保基金」がありますが、この基金は、県の予算額内で採択指標の評価が高い順に採択されるため、不採択になることも想定されます。現時点では、町単独補助については、県からの交付金の採択、不採択にかかわらず、考えておりませんので設置を希望する事業者については、資金計画の策定にあたり補助金等の不交付も念頭に置き、十分対応できる場合に限り応募するようにしてください。

## 4 応募事業者の要件

- (1) 小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホームについては、鹿児島県内で介護保険事業の運営を行っている法人であること。ただし、鹿児島県に所在する法人（法人設立予定で応募申込時までに設立できるものを含む）が新規に介護保険事業を開始しようとする場合は、介護保険サービス提供に対する熱意、高齢者の権利擁護に対する理解などを考慮し、同等のサービスが提供されると見

込まれるときは対象とします。

- (2) 今回の受付は、実際の事業運営主体からの計画に限ります。施設等を整備するつもりがあるが、運営主体が未定である場合は、運営主体が把握できないので受付できません。
- (3) 施設を整備する土地・建物の確保がされている、またその見込みがあること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 令和5年度中に整備が完了し、サービスの提供が見込めること。
- (6) 介護保険事業に携わることがふさわしくないと判断される者が、法人役員に入っていないこと。
- (7) 町税・法人税並びに消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、県から指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指名の取り消しを受けたことがないこと。
- (10) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないものであること。

※ 応募にあたって、他法令などで手続きが必要か否か確認してください。

(建築基準法、都市計画法、消防法、安全衛生法、労働基準法、農地法、農業振興地域整備法、その他)

## 5 サービス事業指定者の基準及び介護報酬

地域密着型サービス、介護予防サービスの指定の基準及び介護報酬の額は、国の基準である「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」「指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準」のとおりとします。

## 6 応募からサービス事業者指定までの手順

サービス事業者として指定を受けるためには、施設、職員体制等の整備が必要となります。そのため、徳之島町は応募者の中から事前に指定予定者を決定して、その事業者に整備の承認を行います。

整備の承認を受けた事業者（指定予定者）は、整備が完了して応募した地域密着型サービス事業が開始できる時点で徳之島町に指定申請することになります。

したがって、応募申し込みをしても、指定予定者に決定されないとその後の指定申請は出来ませんので留意願います。

## 7 指定予定者の選定方法

- (1) 指定予定者の選定は、徳之島町地域密着型サービス事業所に係る指定候補者選定委員会に諮り、その意見を聞いた上で決定します。
- (2) 審査方法は、書類審査、ヒアリング及び事業予定地現地調査等により行います。
- (3) 審査については、応募申込書（様式1）により提出された関係書類による資格審査とヒアリングによる本事業に対する考え方、理解度及び開設計画書の内容等を総合的に評価します。
- (4) 審査の結果、指定予定者なしとする場合があります。
- (5) 審査の結果は、文書で通知します。

## 8 指定予定者の選定基準等

### (1) 選定基準

徳之島町における地域密着型サービスの実施にあたり、地域密着型サービスの趣旨に鑑み、応募したサービス基盤整備の確実性、適切な事業の推進及びサービスの質を確保する観点から指定予定者の選定を行います。

### (2) 審査項目

- ① 施設整備、立地条件等について
- ② 運営・サービス内容について
- ③ 職員体制・職員の研修について
- ④ 法人の状況について
- ⑤ 地元との協調について

## 9 応募申し込みに関する提出書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 開設計画書（別紙様式）及び添付書類
- ③ 定款又は寄付行為・条例等
- ④ 納税に関する確約書
- ⑤ 印鑑証明書（法人登記のもの）
- ⑥ 法人登記簿謄本（応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦ 役員予定者の名簿（住所・氏名・職業・略歴等を記載したもの）
- ⑧ 事業者概要（新規設立法人は除く）  
（事業経歴・事業実績・現在運営している事業所・その他事業に関する資料）
- ⑨ 建設計画予定地に係る下記ア～エのいずれかの書類
  - ア 土地・建物登記簿謄本
  - イ 土地・建物購入に関する合意書
  - ウ 借地・借家契約書の写し
  - エ 借地・借家に関する合意書

※ 応募申込書、開設計画書以外は様式自由

## 10 募集要項に関する事項

### (1) 募集要項の配布等

<窓口>

- ① 配布場所：〒891-7192 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203 番地  
徳之島町 介護福祉課 介護保険係（徳之島町役場1階）  
電話：0997-82-1111（代表）内線 131  
FAX：0997-82-1101
- ② 配布期間：令和4年5月9日（月）から令和4年5月27日（金）の  
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）

<徳之島町ホームページ>

- ① 掲載 URL： <https://www.tokunoshima-town.org/kaigofukushika/kurashi/fukushi/kaigohoken.html>
- ② 掲載期間：令和4年5月9日（月）から令和4年5月26日（木）まで

(2) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- ① 受付期間：令和4年5月9日（月）から令和4年5月31日（火）の  
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）

**11 応募申込書の提出期間及び提出先**

- ① 提出期間：令和4年5月9日（月）から令和4年6月10日（金）の  
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）
- ② 提出場所：〒891-7192 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203 番地  
徳之島町 介護福祉課 介護保険係（徳之島町役場 1 階）  
電話：0997-82-1111（代表）内線 131  
FAX：0997-82-1101

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては電話で連絡のうえ来庁願います。

**12 提出書類の体裁等**

- (1) 提出部数 7 部（正本 1 部、副本 6 部） ※副本は正本のコピーで可
- (2) 提出書類にはページをふり、目次をつけること。
- (3) 各書類は、証明書類など既定のものや図面等を除き、原則 A4 サイズ  
(A3 は横折りたたみ) に統一すること。
- (4) 項目ごとに文字表記のインデックスをつけること。
- (5) 全体を A4 サイズのフラットファイル等に綴ること。

**13 応募に対しての留意事項**

- (1) この応募に関する一切の費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、応募者の負担とします。
- (2) 応募申込書の提出時に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することができない場合がありますので、十分注意のうえ、提出してください。
- (3) 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては一切応じません。
- (4) 提出された書類は、理由を問わず返却いたしません。
- (5) 応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。

- (6) 応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、徳之島町はその責任を負いません。
- (7) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（注意）14以降の、サービス事業者の指定申請の手続き等は、応募した後に徳之島町から指定予定者として決定を受けた事業者のみが対象になります。

#### 14 サービス事業者の指定の方法

徳之島町から指定予定者として決定を受けた事業者は、整備が完了して応募した地域密着型サービス事業が開始できる時点で徳之島町に指定申請をしてください。

#### 15 サービス事業者の指定の方法

- (1) 指定にあたっては、徳之島町地域密着型サービス事業所に係る指定候補者選定委員会による審査結果を、町長が徳之島町介護保険運営協議会に諮りその意見を聞いた上で事業者の指定を行います。
- (2) 審査方法は、書類審査及び事業所現地調査等により行います。
- (3) 指定した場合は、文書により通知します。

#### 16 指定申請に関する提出書類

##### ① 指定申請書（様式第1号）

<添付書類>

- ア 定款・寄付行為等の登記事項証明、条例等
- イ 従業者の勤務体制、勤務形態一覧表
- ウ 管理者の略歴
- エ 事業所の平面図
- オ 居室面積等一覧表
- カ 設備・備品等に係る一覧表
- キ 随時訪問サービスの委託先
- ク 併設する施設の概要

- ケ 施設を供用の場合の利用計画
- コ 運営規定
- サ 利用者からの苦情処理のため講ずる処置の概要
- シ サービス提供実施単位一覧表
- ス 当該申請に係る資産の状況
- セ 協力医療機関（歯科含む）との契約内容
- ソ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- タ 誓約書
- チ 介護支援専門員の氏名登録番号
- ツ 運営推進会議の構成員
- テ 記載事項

- ② 土地建物の権利関係（契約書写し等）
- ③ 収支計画書（施設整備分・事業運営見込み分）
- ④ 介護計画書
- ⑤ 基本計画図面
- ⑥ 従事職員関係調書（職種別・常勤・非常勤）
- ⑦ 建築・消防・その他法令による許可証の写し
- ⑧ 事業実績書（新規設立事業者除く）
- ⑨ 衛生管理関係者
- ⑩ 地元住民への説明資料
- ⑪ パンフレット（作成事業者のみ）

※指定書類以外は様式自由

(様式1)

徳之島町（小規模多機能型居宅介護）  
（認知症高齢者グループホーム）  
整備運営事業者応募申請書

令和 年 月 日

徳之島町長 殿

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

徳之島町地域密着型サービス事業者募集要領に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 応募概要

施設名称	(仮称)
施設種別選択	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 (定員 人) <input type="checkbox"/> 認知症高齢者グループホーム ( 床)
併設施設	施設 (定員 人)
建設予定地	徳之島町

2 担当者連絡先

(ふりがな) 法人名		
(ふりがな) 担当者名		
連絡先	住所	〒
	電話	
	FAX	

(別紙様式)

## 開 設 計 画 書

1. 開設に至る動機
2. 需要見込み
3. 運営理念
4. サービスの質向上に向けた具体的な取組みについて
5. 建設にあたり地域住民との合意形成について
6. 徳之島町民の入所に対する配慮
7. その他、施設の特徴・特色など

※この様式はページ数を制限するものではありません。